

平成20年10月22日参議院本会議 会議録(抄)

第170回国会 本会議 第6号 (抜粋)

平成二十年十月二十二日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第六号

平成二十年十月二十二日

午前十時 本会議

第一 テロ対策海上阻止活動に対する補給支援
活動の実施に関する特別措置法の一部を改正
する法律案(趣旨説明)

○本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

○藤田幸久君

二〇〇四年に成立した犯罪被害者等基本法では、海外での犯罪被害者も区別することなくその対象となっており、犯罪被害者給付金制度の充実を求めています。本年四月十五日、犯罪被害者給付金等に関する法律が改定され、交通事故被害者並みの給付となりました。しかし、依然として海外における被害者は対象外になっています。フランスは全世界を対象とし、イギリスでもEU諸国が対象になっています。

アメリカでは九・一一を契機に、国際テロ被害者費用補償制度を設立しました。これにより、国外でテロの被害に遭った米国民は、死亡補償金、医療費、対物損害、葬儀埋葬代、精神面のケアなどの補償が受けられるのです。日本においても早急にこうしたテロ被害者を救済する制度を創設すべきです。政府の決断を求めますが、官房長官、いかがでしょうか。

○国務大臣(河村建夫君)

日本でも早急に海外でのテロ被害者を救済する制度を創設すべきとの御指摘がございました。

犯罪被害者等基本計画に基づく検討会において、テロ事件の被害者について、一般の犯罪被害者等とは別に特段の救済策を取ることをあらかじめ包括的に定めることは困難であると提言をされております。海外でのテロ被害者については、無差別大量の死傷者が生じた場合等に当該テロ事件を指定した特別措置法を迅速に制定することなどの対応が考えられますが、具体的事案に応じた必要な救済措置が検討されるべきものと考えます。